

日社福士2008-615
2009年3月6日

文部科学省初等中等教育局
局長 金森 越哉 殿

社団法人 日本福祉士会
会長 村



スクールソーシャルワーク事業の継続に関する要望書

貴職におかれましては、日々学校教育にご尽力されていることに敬意を表します。

このたび、文部科学省が平成20年度から実施してきた「スクールソーシャルワーカー活用事業」が平成21年度からは1/3補助事業（「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」）へ変更されました。今後は各自治体が現場の実施主体として、本事業を展開されることが期待されます。しかし、その一方で、スクールソーシャルワークに関する理解には地域較差が大きく、その本来の機能が発揮されていない自治体も散見されます。

ソーシャルワーカーはその人がおかれた社会環境に着目し、関係者・関係機関との連携をはかりながら、問題の解決をはかる専門職です。我が国ではソーシャルワーカーの国家資格として社会福祉士が活躍しています。平成19年12月5日に公布された「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」では、その国会の附帯決議においては、教育分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、この分野への社会福祉士の職域の拡大に努めることが決議されました。

児童生徒の不登校等の問題行動の解決に向けても、児童生徒の心の問題とともに、児童生徒がおかれている家庭・友人・地域・貧困等の社会環境の問題を解決することが求められています。

つきましては、平成21年度から補助事業になるスクールソーシャルワーク事業が全国で継続的に実施されるよう、下記の点に関してご要望申し上げます。

記

1. 全国の学校現場にソーシャルワークに対する理解とその必要性への認識が広まり高まるよう、都道府県教育委員会等へ働きかけてください。

平成20年度に実施されたスクールソーシャルワーカー活用事業は、先駆的な実践例を評価し学校現場におけるソーシャルワークの有効性を検証するために行われていますが、新たにスクールソーシャルワーカーを配置した自治体でもすでに良い結果がはじまっています。しかし、その一方で、実際にはソーシャルワークを理解していない者が就いたり、また平成21年度から補助事業になることで事業を打ち切る自治体が見られるなど、まだまだ学校現場にソーシャルワークの理解が浸透するには時間が必要です。

<要望事項>

- ①スクールソーシャルワーカー活用事業の実践報告において、ソーシャルワークが教職員との協働のもとで適切に機能した実践事例を全国の教育委員会に紹介して下さい。
- ②全国の教職員研修等にソーシャルワークの講義が含まれるようご推奨ください。本会がソーシャルワークの講義を受け持つことも可能です。

2. ソーシャルワークは継続性が重要であることから、各自治体が平成21年度においても事業を継続するよう推奨してください。

スクールソーシャルワーカー活用事業が補助事業に切り替わることで事業の中止もしくは削減を決定した自治体が見られます。中には都道府県が補助事業を実施しないため事業継続を断念する市町村もあるようです。しかし、ソーシャルワークは児童生徒の生活やその環境に働きかけ課題解決に向けて継続的に支援することが必要です。支援途上で中断することは児童生徒を混乱させるだけでなく、ソーシャルワーカー自身もモチベーションの低下にもつながります。今後、教職員とソーシャルワーカーがより良い協力関係を発展させていくためにも継続性は必要です。

<要望事項>

- ①都道府県及び政令指定都市が補助事業を市町村に委託できる仕組みを作ってください。
- ②平成20年度にスクールソーシャルワーカー活用事業を行った自治体には、少なくとも支援途上のケースを中断することは避けることが必要なので、ソーシャルワーカーを継続配置するよう推奨してください。

3. スクールソーシャルワーカーに社会福祉士の専門職採用を推進してください。

本会では、スクールソーシャルワークを担うために研修会を開催し、学校現場で実践できる人材の育成を始めています（参考：開催要項）。また、社会福祉士養成機関においても児童生徒の福祉的課題に適切に対処できるカリキュラムが検討されています。

<要望事項>

- ①「ソーシャルワーカー」は元来、福祉支援職の一般呼称であり社会福祉専門教育を受けた者を指すので、社会福祉士等の国家資格者を原則基礎資格とするなど、優先採用するようご推奨ください。
- ②研修等で学校現場で実践できる知識や技術を身につけた社会福祉士は、スクールカウンセラーと同等の待遇となるようご推奨ください。
- ③各自治体の運営協議会設置においては、都道府県社会福祉士会を関係機関に加えるようご推奨ください。

以上

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十九年十一月二日

衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 (略)
- 二 社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るため、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実等に努めるとともに、国籍などを理由として介護福祉士の賃金、労働条件などに差別的取扱いが生じないように、監督、指導を行うこと。
- 三 福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンプワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 四 (略)
- 五 社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。
- 六 七 (略)
- 八 社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。
- 九 社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。
- 十 社会福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、効果的な実習が行われるよう実習指導体制の充実には十分配慮すること。
- 十一 司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。

スクールソーシャルワークに関する主な支部の取り組み（参考）

支部名	スクールソーシャルワーカー 活用事業による社会福祉士の配置	支部の取り組み
北海道	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市に1名の社会福祉士を配置 運営協議会に会として参画 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の開催 スーパーバイザーの配置
長野	<ul style="list-style-type: none"> 県に4名の社会福祉士を配置 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の開催 スーパーバイザーの配置
富山	<ul style="list-style-type: none"> 6市町村で10名のスクールソーシャルワーカーが配置されている。全員、社会福祉士。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の開催 現任者による連絡会の立ち上げ
岐阜	<ul style="list-style-type: none"> 3市町で3名の社会福祉士を配置 	<ul style="list-style-type: none"> 養成講座の開催 委員会を立ち上げ現任者を支援
和歌山	<ul style="list-style-type: none"> 運営協議会に会として参画 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の立ち上げ等を検討中
広島	<ul style="list-style-type: none"> 5市で15名のスクールソーシャルワーカーが配置されている。内、社会福祉士が9名。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の開催 委員会の立ち上げ
山口	<ul style="list-style-type: none"> 県に1名の社会福祉士を配置 	<ul style="list-style-type: none"> 研究会を立ち上げ事例検討等を実施
大分	<ul style="list-style-type: none"> 7市町で12名のスクールソーシャルワーカーが配置されている。内、社会福祉士は3名。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究会を立ち上げ現任者を支援

2008年度 スクールソーシャルワーク研修のご案内

文部科学省が実施する「スクールソーシャルワーカー活用事業」に基づき、全国で社会福祉士等が学校等におけるソーシャルワーカーとして配置されつつあります。「スクールソーシャルワーカー」はソーシャルワークの倫理・知識・技術を基礎として学校という現場でそれらを駆使して実践する者です。しかし、配置された社会福祉士等は、ソーシャルワークという倫理・知識・技術は有していても、今までに教育界に関わりがなかった者も多く、かつ一人職場となることが多い状況です。そこで、教育現場に配置された社会福祉士等及び配置予定もしくは見込まれる社会福祉士等を対象に、業務開始時点で少しでも円滑にソーシャルワーク機能を発揮することができるよう、研修会を開催します。

1. 日 時 2009年2月7日(土)～8日(日)(2日間)
2. 会 場 大阪アカデミア Sホール(大阪市住之江区) Tel: 06-6612-7733
3. 主 催 (社)日本社会福祉士会
4. 協 力 (社)日本精神保健福祉士会、(社)大阪社会福祉士会
5. 後 援 文部科学省、厚生労働省
(予 定) (社)日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会
6. 受講対象者
 - ・教育現場に配置されている社会福祉士もしくは精神保健福祉士
 - ・教育現場に配置予定もしくは配置が見込まれる社会福祉士もしくは精神保健福祉士
 - ・教育現場に配置されているソーシャルワーカー(現任者)
7. 定 員 120名
8. 受講費 会 員: 10,000円(日本社会福祉士会及び日本精神保健福祉士協会の会員)
非会員: 15,000円
9. 申込期間 1月20日(火)必着。申込締切前でも定員となり次第、締め切ります。なお、申込者が少数の場合には研修を開催しないこともございますのでご了承ください。

10. プログラム

1日目(2月7日(土)) ※当研修は生涯研修制度共通研修課程10単位になります。

時 間	内 容
12:45～13:00	開会挨拶・オリエンテーション
13:00～14:00	(行政報告)「スクールソーシャルワーカーに期待すること」 (文部科学省初等中等教育局児童生徒課 係長 岡本泰弘氏)
14:00～17:00	(グループ討議)「教育現場におけるソーシャルワーク実践と課題」 ソーシャルワーカーとしての視点をふまえて教育現場で現在抱えている課題について、講師による助言を交えながら話し合います。 (講師:長野県教育委員会こどもの権利支援センター専門アドバイザー 内田宏明氏)
17:00～18:00	(講義)「スクールソーシャルワーク実践とは」 スクールソーシャルワーカーは何をする専門家か。講義を通して確認します。 (講師:大阪府立大学准教授 山野則子氏)
18:30～	懇親会(参加人数により開催しない場合があります)

2日目(2月8日(日))

時 間	内 容
9:30～12:30	(グループ討議+講義)「『新任スクールソーシャルワーカーのための自己チェックシート』の活用と基礎知識の理解」 「自己チェックシート」を活用して自らの取り組み状況を振り返り、不足している知識・技術等について学びます。 (進行:関東学院大学准教授 澁谷昌史氏)
12:30	閉会挨拶